



山形県公報

平成24年1月27日(金)
第2312号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                              |               |    |
|------------------------------|---------------|----|
| ○生活保護法による指定医療機関の変更の届出        | (健康福祉企画課)     | 79 |
| ○生活保護法による指定介護機関の指定           | (同)           | 80 |
| ○山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更  | (庄内総合支庁水産課)   | 同  |
| ○県道の供用の開始                    | (最上総合支庁建設総務課) | 82 |
| ○同                           | (同)           | 同  |
| ○県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃      | (建築住宅課)       | 83 |
| ○山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程 | (会計局)         | 90 |

### 公安委員会関係

#### 告 示

|                     |  |    |
|---------------------|--|----|
| ○指定講習機関の名称等変更の届出    |  | 93 |
| ○運転免許取得者教育の認定の変更の届出 |  | 同  |

### 公 告

|                       |             |     |
|-----------------------|-------------|-----|
| ○一般競争入札の公告            | (港湾事務所)     | 同   |
| ○県営住宅入居者の一般公募         | (村山総合支庁建築課) | 95  |
| ○同                    | (庄内総合支庁建築課) | 98  |
| ○特定調達契約に係る落札者の公告      | (会計局)       | 101 |
| ○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告 | (中央病院)      | 同   |
| ○一般競争入札の公告            | (河北病院)      | 同   |
| ○同                    | (鶴岡病院)      | 103 |
| ○同                    | (同)         | 104 |

## 告 示

### 山形県告示第86号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年1月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
細谷医院  
西村山郡河北町谷地ひな市一丁目3番地の5
- 届出の内容

|              |                      |             |
|--------------|----------------------|-------------|
| 指定医療機関の所在地   |                      | 変更年月日       |
| 変 更 前        | 変 更 後                |             |
| 西村山郡河北町谷地辛45 | 西村山郡河北町谷地ひな市一丁目3番地の5 | 平成24. 1. 10 |

**山形県告示第87号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年1月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称      | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日      |
|----------------|---------------|------------|------------|
| 居宅介護支援事業所 河井の里 | 居 宅 介 護 支 援   | 長井市河井883番地 | 平成24. 1. 4 |

**山形県告示第88号**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

平成24年1月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画**

**第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針**

本県は、沿岸・沖合資源の低位安定の打開策として、これまで減船事業の実施や資源管理型漁業の実践を推し進めてきたが、水産業の発展を図るためには今まで以上に海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。一方、全国的な資源の動向を見た場合、低水準・減少傾向が続き未だ資源の回復の兆しが認められない魚種があり、今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済発展への重大な支障となるおそれがある。

このようなことから県としては、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量等について下記のとおり管理措置を講じることとする。

記

- 1 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量若しくは漁獲努力量の公表等実効措置を講じるため、他県の入漁船を含め第一種特定海洋生物資源及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努める。
- 2 漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての詳細な科学的データ又は知見が必要であるため県水産試験場を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。
- 3 資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図る。
- 4 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進する。
- 5 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- 6 本県における漁獲可能量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払う。

**第2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量等に関する事項**

- 1 第一種特定海洋生物資源の平成23年の知事管理の対象となる漁期及び数量は次のとおりである。

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期 | 本県に定められた数量 |
|-------------|------------|------------|
| すけとうだら      | 4月から翌年3月   | 若干         |
| まあじ         | 1月から12月    | 若干         |
| ずわいがに       | 7月から翌年6月   | 43トン       |
| するめいか       | 1月から12月    | 若干         |

2 第一種特定海洋生物資源の平成24年の知事管理の対象となる漁期及び数量は次のとおりである。

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期 | 本県に定められた数量 |
|-------------|------------|------------|
| すけとうだら      | 4月から翌年3月   | (注)        |
| まあじ         | 1月から12月    | 若干         |
| ずわいがに       | 7月から翌年6月   | (注)        |
| するめいか       | 1月から12月    | 若干         |

(注) すけとうだら及びずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

### 第3 第一種特定海洋生物資源知事管理数量等に関し実施すべき施策に関する事項

#### 【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

#### 【まあじ】

定置漁業と小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許・行使統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

#### 【ずわいがに】

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）とさめさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業しつつ、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進し、資源の保存及び管理に努めるものとする。

#### 【するめいか】

するめいかの採捕を目的とする総トン数5トン未満の動力漁船漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

### 第4 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量に関する事項

平成24年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量及び対象となる採捕の種類に係る漁期は次のとおりである。

| 第二種特定海洋生物資源 | 採 捕 の 種 類                 | 管理の対象となる漁期                | 漁獲努力量（隻日） |
|-------------|---------------------------|---------------------------|-----------|
| ま が れ い     | 小型機船底びき網漁業<br>（うち手繰第一種漁業） | 平成24年9月1日から同年<br>10月31日まで | 1,870     |
|             | かれい固定式刺し網漁業               | 平成24年3月1日から同年<br>4月30日まで  | 2,147     |

第5 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について採捕の種類別に定める量に関する事項

平成24年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量及び対象となる採捕の種類に係る漁期は次のとおりである。

| 第二種特定海洋生物資源 | 採 捕 の 種 類                 | 管理の対象となる漁期                | 漁獲努力量（隻日） |
|-------------|---------------------------|---------------------------|-----------|
| ま が れ い     | 小型機船底びき網漁業<br>（うち手繰第一種漁業） | 平成24年9月1日から同年<br>10月31日まで | 1,870     |
|             | かれい固定式刺し網漁業               | 平成24年3月1日から同年<br>4月30日まで  | 2,147     |

第6 第二種特定海洋生物資源知事管理数量等に関し実施すべき施策に関する事項

【まがれい】

日本海北部のまがれい及びはたはたの資源回復を図るために国が作成した「日本海北部マガレイ・ハタハタ資源回復計画」及び「山形県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を本県として推進する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組みを進めることとする。

山形県告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成24年1月27日から同年2月9日まで縦覧に供する。

平成24年1月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 真室川鮭川線
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字川ノ内字上田表1387番2から  
同 1341番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年1月27日

山形県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成24年1月27日から同年2月9日まで縦覧に供する。

平成24年1月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 真室川鮭川線
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字川ノ内字下田表911番1から  
同 上まで

3 供用開始の期日 平成24年1月27日

山形県告示第91号

山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）第11条第2項及び第3項の規定により、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値（以下「利便性係数」という。）及び同条例第11条第1項ただし書に規定する近傍同種の住宅の家賃を次のように定め、平成24年4月1日から施行し、平成23年1月県告示第43号（県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃）は、平成24年3月31日限り廃止する。

平成24年1月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 住 宅 名        | 1戸当たり<br>住戸専用面積<br>平方メートル | 利便性係数 | 近傍同種の<br>住宅の家賃<br>円 | 摘 要  |
|--------------|---------------------------|-------|---------------------|------|
| 県営鈴川第2アパート1号 | 44.4                      | 0.95  | 17,300              | 風呂無し |
|              |                           | 0.90  | 17,300              |      |
| 県営鈴川第2アパート2号 | 44.4                      | 0.95  | 16,800              | 風呂無し |
| 県営鈴川第2アパート3号 | 44.4                      | 0.95  | 17,300              |      |
|              |                           | 0.90  | 17,300              | 風呂無し |
| 県営鈴川第2アパート4号 | 44.4                      | 0.95  | 17,300              |      |
|              |                           | 0.90  | 17,300              | 風呂無し |
| 県営鈴川第2アパート5号 | 44.4                      | 0.95  | 16,800              |      |
|              |                           | 0.90  | 16,800              | 風呂無し |
| 県営五十鈴アパート1号  | 51.2                      | 0.96  | 23,200              |      |
|              |                           | 0.91  | 23,200              | 風呂無し |
| 県営五十鈴アパート2号  | 51.2                      | 0.96  | 23,200              |      |
|              |                           | 0.91  | 23,200              | 風呂無し |
| 県営五十鈴アパート3号  | 51.2                      | 0.96  | 23,200              |      |
|              |                           | 0.91  | 23,200              | 風呂無し |
| 県営飯塚アパート1号   | 53.5                      | 0.90  | 28,900              |      |
| 県営飯塚アパート2号   | 53.5                      | 0.90  | 28,900              | 風呂無し |
| 県営南山形アパート1号  | 49.6                      | 0.95  | 46,800              |      |
|              | 63.1                      | 0.95  | 56,000              | 風呂無し |
| 県営南山形アパート2号  | 49.6                      | 0.95  | 46,600              |      |
|              | 63.1                      | 0.95  | 55,500              | 風呂無し |
| 県営南山形アパート3号  | 51.3                      | 0.95  | 59,800              |      |
|              | 64.8                      | 0.95  | 71,000              | 風呂無し |
| 県営南山形アパート4号  | 39.9                      | 0.92  | 13,900              |      |
| 県営南山形アパート5号  | 51.3                      | 0.95  | 59,800              | 風呂無し |
|              | 64.8                      | 0.95  | 71,000              |      |
| 県営馬見ヶ崎アパート1号 | 59.3                      | 0.95  | 31,600              | 風呂無し |
| 県営馬見ヶ崎アパート2号 | 59.3                      | 0.95  | 31,600              |      |
| 県営桜町アパート1号   | 57.1                      | 0.96  | 37,700              | 風呂無し |
|              | 58.4                      | 0.96  | 38,600              |      |
|              | 63.9                      | 0.96  | 41,800              | 風呂無し |
|              | 71.5                      | 0.96  | 46,100              |      |
| 県営桜町アパート2号   | 61.0                      | 0.96  | 38,500              | 風呂無し |
|              | 64.2                      | 0.96  | 40,300              |      |
| 県営宮町アパート1号   | 66.5                      | 0.96  | 38,900              | 風呂無し |
| 県営宮町アパート2号   | 66.5                      | 0.96  | 41,200              |      |
| 県営宮町アパート3号   | 62.6                      | 0.96  | 40,900              | 風呂無し |

|              |      |      |         |
|--------------|------|------|---------|
|              | 64.2 | 0.96 | 41,300  |
| 県営宮町アパート4号   | 62.6 | 0.96 | 41,100  |
|              | 64.2 | 0.96 | 41,500  |
| 県営深町アパート1号   | 62.6 | 0.97 | 40,500  |
|              | 64.2 | 0.97 | 41,000  |
| 県営深町アパート2号   | 62.6 | 0.97 | 40,400  |
|              | 64.2 | 0.97 | 40,900  |
| 県営深町アパート3号   | 62.6 | 0.97 | 40,400  |
|              | 64.2 | 0.97 | 40,900  |
| 県営深町アパート4号   | 62.6 | 0.97 | 38,600  |
|              | 64.2 | 0.97 | 39,200  |
| 県営きたまちアパート1号 | 66.5 | 0.98 | 63,800  |
|              | 69.9 | 0.98 | 70,300  |
|              | 73.1 | 0.98 | 73,100  |
| 県営きたまちアパート2号 | 66.5 | 0.98 | 63,800  |
|              | 69.9 | 0.98 | 70,300  |
|              | 73.1 | 0.98 | 73,100  |
| 県営きたまちアパート3号 | 66.5 | 0.98 | 63,800  |
| 県営あたごアパート    | 71.9 | 1.00 | 93,300  |
| 県営東山住宅       | 58.6 | 0.92 | 88,000  |
|              | 61.5 | 0.92 | 90,600  |
|              | 70.9 | 0.92 | 99,000  |
| 県営十日町アパート    | 53.9 | 1.04 | 77,500  |
|              | 54.0 | 1.04 | 77,600  |
|              | 55.1 | 1.04 | 78,500  |
|              | 65.6 | 1.04 | 86,000  |
|              | 65.7 | 1.04 | 86,200  |
| 県営太田町アパート1号  | 60.3 | 0.95 | 84,900  |
|              | 74.0 | 0.95 | 100,200 |
| 県営太田町アパート2号  | 60.3 | 0.95 | 84,900  |
|              | 74.0 | 0.95 | 100,200 |
| 県営太田町アパート3号  | 60.3 | 0.95 | 84,400  |
|              | 74.0 | 0.95 | 99,600  |
| 県営太田町アパート4号  | 60.3 | 0.95 | 84,400  |
|              | 74.0 | 0.95 | 99,600  |
| 県営春日アパート1号   | 57.1 | 0.97 | 38,900  |
|              | 58.4 | 0.97 | 39,900  |
|              | 63.9 | 0.97 | 43,100  |
| 県営春日アパート2号   | 61.0 | 0.97 | 40,100  |
|              | 64.2 | 0.97 | 41,900  |
| 県営春日アパート3号   | 61.5 | 1.00 | 83,500  |
|              | 75.6 | 1.00 | 96,200  |
| 県営中田第1アパート1号 | 54.7 | 0.98 | 68,900  |
|              | 68.2 | 0.98 | 81,300  |
| 県営中田第1アパート2号 | 55.4 | 0.98 | 69,900  |
|              | 68.8 | 0.98 | 82,400  |
| 県営中田第1アパート3号 | 56.4 | 0.98 | 70,400  |
|              | 69.9 | 0.98 | 83,000  |
| 県営中田第1アパート4号 | 62.1 | 0.98 | 82,000  |

|              |      |      |        |      |
|--------------|------|------|--------|------|
|              | 75.4 | 0.98 | 94,600 |      |
| 県営中田第1アパート5号 | 62.1 | 0.98 | 82,200 |      |
|              | 75.4 | 0.98 | 95,000 |      |
| 県営中田第1アパート6号 | 62.1 | 0.98 | 82,200 |      |
|              | 75.4 | 0.98 | 95,000 |      |
| 県営中田第2アパート1号 | 54.6 | 0.95 | 28,000 |      |
|              |      | 0.90 | 28,000 | 風呂無し |
| 県営中田第2アパート2号 | 55.7 | 0.95 | 28,200 |      |
| 県営玉の木アパート    | 55.7 | 0.96 | 34,200 |      |
| 県営成島アパート1号   | 58.0 | 0.97 | 38,800 |      |
| 県営成島アパート2号   | 61.0 | 0.97 | 43,900 |      |
|              | 64.2 | 0.97 | 45,900 |      |
| 県営米沢中央アパート1号 | 68.7 | 1.05 | 47,000 |      |
| 県営米沢中央アパート2号 | 68.7 | 1.05 | 47,000 |      |
| 県営相生アパート1号   | 69.2 | 0.99 | 75,400 |      |
| 県営相生アパート2号   | 72.9 | 0.99 | 79,800 |      |
| 県営相生アパート3号   | 72.9 | 0.99 | 85,500 |      |
| 県営城北アパート1号   | 50.1 | 0.99 | 54,100 |      |
|              | 51.1 | 0.99 | 55,000 |      |
|              | 63.1 | 0.99 | 64,800 |      |
| 県営城北アパート2号   | 50.1 | 0.99 | 54,100 |      |
|              | 51.1 | 0.99 | 55,000 |      |
|              | 63.1 | 0.99 | 64,800 |      |
| 県営美原アパート1号   | 74.2 | 1.01 | 53,500 |      |
| 県営美原アパート2号   | 40.5 | 1.01 | 39,800 |      |
|              | 77.0 | 1.01 | 54,400 |      |
| 県営美原アパート3号   | 40.5 | 1.01 | 41,600 |      |
|              | 77.0 | 1.01 | 57,100 |      |
| 県営美原アパート4号   | 44.4 | 1.01 | 40,600 |      |
|              | 79.4 | 1.01 | 56,400 |      |
| 県営東部アパート1号   | 55.7 | 0.98 | 31,700 |      |
| 県営東部アパート2号   | 55.7 | 0.98 | 31,700 |      |
|              |      | 0.93 | 31,700 | 風呂無し |
| 県営東部アパート3号   | 58.0 | 0.98 | 32,900 |      |
| 県営稲生住宅       | 43.5 | 0.85 | 14,800 |      |
| 県営茅原アパート1号   | 63.5 | 0.96 | 40,400 |      |
| 県営茅原住宅       | 63.5 | 0.96 | 40,400 |      |
| 県営茅原アパート2号   | 58.4 | 0.96 | 40,900 |      |
|              | 63.9 | 0.96 | 44,300 |      |
|              | 71.5 | 0.96 | 48,900 |      |
| 県営茅原アパート3号   | 61.0 | 0.96 | 46,200 |      |
|              | 64.2 | 0.96 | 48,300 |      |
| 県営城南アパート1号   | 62.6 | 0.96 | 45,200 |      |
|              | 64.2 | 0.96 | 45,800 |      |
| 県営城南アパート2号   | 62.6 | 0.96 | 45,200 |      |
|              | 64.2 | 0.96 | 45,800 |      |
| 県営末広アパート1号   | 69.3 | 0.98 | 86,300 |      |
| 県営末広アパート2号   | 69.3 | 0.98 | 86,300 |      |
| 県営末広アパート3号   | 69.3 | 0.98 | 86,300 |      |

|              |      |      |         |                          |
|--------------|------|------|---------|--------------------------|
| 県営大西町住宅      | 51.9 | 1.00 | 79,800  | 平成22年度 <sup>しゅん</sup> 竣工 |
|              | 64.7 | 1.00 | 95,600  | 同                        |
|              | 72.4 | 1.00 | 106,400 | 同                        |
|              | 51.9 | 1.00 | 78,400  | 平成23年度 <sup>しゅん</sup> 竣工 |
|              | 68.3 | 1.00 | 98,900  | 同                        |
| 県営川南アパート1号   | 51.2 | 0.98 | 62,100  |                          |
| 県営川南アパート2号   | 51.2 | 0.98 | 63,400  |                          |
| 県営川南住宅3号     | 54.6 | 0.98 | 71,700  |                          |
| 県営川南住宅4号     | 54.6 | 0.98 | 78,700  |                          |
| 県営川南アパート5号   | 55.7 | 0.98 | 77,300  |                          |
| 県営こがねアパート1号  | 63.5 | 1.00 | 39,200  |                          |
| 県営こがね住宅      | 63.5 | 1.00 | 39,200  |                          |
| 県営こがねアパート2号  | 58.4 | 1.00 | 37,900  |                          |
|              | 63.9 | 1.00 | 41,000  |                          |
|              | 71.5 | 1.00 | 45,300  |                          |
| 県営こがねアパート3号  | 61.0 | 1.00 | 42,100  |                          |
|              | 69.5 | 1.00 | 43,900  |                          |
| 県営東泉アパート1号   | 61.0 | 0.99 | 42,900  |                          |
|              | 64.2 | 0.99 | 44,800  |                          |
| 県営東泉アパート2号   | 62.6 | 0.99 | 46,600  |                          |
|              | 64.2 | 0.99 | 47,100  |                          |
| 県営東泉アパート3号   | 62.6 | 0.99 | 46,900  |                          |
|              | 64.2 | 0.99 | 47,400  |                          |
| 県営鳥海アパート1号   | 53.5 | 0.99 | 73,500  |                          |
|              | 69.2 | 0.99 | 88,900  |                          |
| 県営鳥海アパート2号   | 53.5 | 0.99 | 73,500  |                          |
|              | 69.2 | 0.99 | 88,900  |                          |
| 県営鳥海アパート3号   | 54.5 | 0.99 | 94,200  |                          |
|              | 56.1 | 0.99 | 95,400  |                          |
|              | 65.4 | 0.99 | 106,300 |                          |
|              | 67.0 | 0.99 | 107,600 |                          |
|              | 70.2 | 0.99 | 111,100 |                          |
| 県営新橋アパート     | 53.9 | 1.01 | 79,900  |                          |
|              | 68.2 | 1.01 | 95,500  |                          |
| 県営北新町アパート    | 55.0 | 1.00 | 64,700  |                          |
|              | 64.3 | 1.00 | 71,400  |                          |
| 県営三吉町アパート1号  | 51.2 | 0.93 | 25,700  |                          |
| 県営三吉町アパート2号  | 54.6 | 0.93 | 29,000  |                          |
| 県営三吉町アパート3号  | 55.7 | 0.93 | 30,900  |                          |
| 県営金沢住宅       | 43.5 | 0.90 | 14,300  |                          |
| 県営若葉東アパート1号  | 62.8 | 0.93 | 36,700  |                          |
| 県営若葉東アパート2号  | 63.5 | 0.93 | 37,100  |                          |
| 県営若葉東アパート3号  | 57.1 | 0.93 | 38,400  |                          |
|              | 58.4 | 0.93 | 39,400  |                          |
|              | 63.9 | 0.93 | 42,600  |                          |
| 県営南寒河江アパート1号 | 62.6 | 0.96 | 45,100  |                          |
|              | 64.2 | 0.96 | 45,600  |                          |
| 県営南寒河江アパート2号 | 62.6 | 0.96 | 45,800  |                          |
|              | 64.2 | 0.96 | 46,300  |                          |

|             |      |      |        |      |
|-------------|------|------|--------|------|
| 県営塩水アパート1号  | 57.0 | 0.98 | 73,200 |      |
|             | 70.7 | 0.98 | 87,300 |      |
| 県営塩水アパート2号  | 57.0 | 0.98 | 73,200 |      |
|             | 70.7 | 0.98 | 87,300 |      |
| 県営塩水アパート3号  | 57.0 | 0.98 | 73,200 |      |
|             | 70.7 | 0.98 | 87,300 |      |
| 県営塩水アパート4号  | 57.0 | 0.98 | 71,700 |      |
|             | 70.7 | 0.98 | 85,500 |      |
| 県営塩水アパート5号  | 57.0 | 0.98 | 71,700 |      |
|             | 70.7 | 0.98 | 85,500 |      |
| 県営塩水アパート6号  | 57.0 | 0.98 | 71,700 |      |
|             | 70.7 | 0.98 | 85,500 |      |
| 県営土屋倉アパート1号 | 51.8 | 0.97 | 30,600 |      |
|             |      | 0.92 | 30,600 | 風呂無し |
| 県営土屋倉アパート2号 | 51.8 | 0.97 | 30,500 |      |
|             |      | 0.92 | 30,500 | 風呂無し |
| 県営土屋倉アパート3号 | 53.7 | 0.97 | 31,300 |      |
|             |      | 0.92 | 31,300 | 風呂無し |
| 県営金生アパート    | 44.4 | 0.97 | 13,100 |      |
| 県営鷲ヶ袋アパート1号 | 54.6 | 0.97 | 28,300 |      |
|             |      | 0.92 | 28,300 | 風呂無し |
| 県営鷲ヶ袋アパート2号 | 55.7 | 0.97 | 31,500 |      |
|             |      | 0.92 | 31,500 | 風呂無し |
| 県営長清水アパート1号 | 69.4 | 0.98 | 91,600 |      |
| 県営長清水アパート2号 | 69.4 | 0.98 | 91,600 |      |
| 県営長清水アパート3号 | 67.7 | 0.98 | 90,900 |      |
| 県営長清水アパート4号 | 67.7 | 0.98 | 90,900 |      |
| 県営長清水アパート5号 | 67.7 | 0.98 | 90,900 |      |
| 県営長清水アパート6号 | 70.1 | 0.98 | 93,800 |      |
| 県営長清水アパート7号 | 70.1 | 0.98 | 93,800 |      |
| 県営長清水アパート8号 | 70.1 | 0.98 | 96,300 |      |
| 県営長清水アパート9号 | 70.1 | 0.98 | 96,300 |      |
| 県営楯岡アパート    | 54.6 | 0.94 | 29,300 |      |
|             |      | 0.89 | 29,300 | 風呂無し |
| 県営楯岡中町アパート  | 63.7 | 0.95 | 79,500 |      |
| 県営小出アパート1号  | 55.7 | 0.94 | 31,400 |      |
| 県営小出アパート2号  | 58.0 | 0.94 | 33,100 |      |
| 県営成田アパート    | 58.4 | 0.90 | 37,300 |      |
|             | 63.9 | 0.90 | 40,400 |      |
|             | 71.5 | 0.90 | 44,600 |      |
| 県営屋城町アパート   | 61.4 | 0.97 | 79,300 |      |
|             | 61.8 | 0.97 | 79,500 |      |
|             | 72.2 | 0.97 | 93,200 |      |
| 県営日光アパート1号  | 55.5 | 0.98 | 66,600 |      |
|             | 62.9 | 0.98 | 75,100 |      |
| 県営日光アパート2号  | 55.5 | 0.98 | 68,400 |      |
|             | 62.9 | 0.98 | 76,900 |      |
| 県営日光アパート3号  | 55.5 | 0.98 | 71,000 |      |
|             | 62.9 | 0.98 | 79,100 |      |

|              |      |      |         |
|--------------|------|------|---------|
| 県営日光アパート4号   | 55.5 | 0.98 | 73,100  |
|              | 62.9 | 0.98 | 82,300  |
| 県営日光アパート5号   | 55.5 | 0.98 | 75,100  |
|              | 62.9 | 0.98 | 84,500  |
| 県営長岡アパート1号   | 63.4 | 0.99 | 84,000  |
|              | 75.9 | 0.99 | 97,100  |
| 県営長岡アパート2号   | 63.4 | 0.99 | 84,000  |
|              | 75.9 | 0.99 | 97,100  |
| 県営長岡アパート3号   | 58.3 | 0.99 | 74,400  |
|              | 70.6 | 0.99 | 86,800  |
| 県営長岡アパート4号   | 58.3 | 0.99 | 74,400  |
|              | 70.6 | 0.99 | 86,800  |
| 県営交り江アパート1号  | 62.8 | 0.97 | 40,000  |
| 県営交り江アパート2号  | 62.8 | 0.97 | 40,000  |
| 県営天童駅西アパート1号 | 61.0 | 0.98 | 42,800  |
|              | 64.2 | 0.98 | 44,700  |
| 県営天童駅西アパート2号 | 61.0 | 0.98 | 42,800  |
|              | 64.2 | 0.98 | 44,700  |
| 県営天童駅西アパート3号 | 61.0 | 0.98 | 42,900  |
|              | 64.2 | 0.98 | 44,900  |
| 県営天童駅南アパート1号 | 66.5 | 1.01 | 51,300  |
| 県営天童駅南アパート2号 | 66.5 | 1.01 | 51,300  |
|              | 69.9 | 1.01 | 56,100  |
|              | 73.1 | 1.01 | 58,400  |
| 県営天童南部アパート1号 | 66.3 | 1.00 | 88,000  |
|              | 70.1 | 1.00 | 90,900  |
|              | 77.6 | 1.00 | 101,100 |
|              | 79.9 | 1.00 | 101,400 |
| 県営天童南部アパート2号 | 70.1 | 1.00 | 90,900  |
|              | 79.9 | 1.00 | 101,400 |
| 県営天童南部アパート3号 | 66.3 | 1.00 | 88,000  |
|              | 77.6 | 1.00 | 101,100 |
|              | 79.9 | 1.00 | 101,400 |
| 県営天童南部アパート4号 | 70.1 | 1.00 | 88,200  |
|              | 79.9 | 1.00 | 98,500  |
| 県営天童南部アパート5号 | 70.1 | 1.00 | 88,200  |
|              | 79.9 | 1.00 | 98,500  |
| 県営東根中央アパート1号 | 62.6 | 1.02 | 45,100  |
|              | 64.2 | 1.02 | 45,600  |
| 県営東根中央アパート2号 | 62.6 | 1.02 | 45,400  |
|              | 64.2 | 1.02 | 46,000  |
| 県営東根中央アパート3号 | 62.6 | 1.02 | 46,600  |
|              | 64.2 | 1.02 | 47,200  |
| 県営尾花沢アパート    | 62.6 | 0.99 | 48,700  |
|              | 64.2 | 0.99 | 49,400  |
| 県営関ロアパート1号   | 57.2 | 0.96 | 68,200  |
|              | 68.0 | 0.96 | 76,600  |
| 県営関ロアパート2号   | 57.3 | 0.96 | 82,200  |
|              | 68.3 | 0.96 | 92,400  |

|             |      |      |        |                         |
|-------------|------|------|--------|-------------------------|
|             | 68.6 | 0.96 | 94,400 |                         |
| 県営関口アパート3号  | 57.3 | 0.96 | 78,900 |                         |
|             | 57.7 | 0.96 | 79,900 |                         |
| 県営桜木アパート1号  | 59.3 | 0.98 | 32,400 |                         |
| 県営桜木アパート2号  | 59.3 | 0.98 | 32,400 |                         |
| 県営芦沢アパート    | 52.8 | 0.86 | 20,300 |                         |
| 県営近江アパート1号  | 62.6 | 0.97 | 47,700 |                         |
|             | 64.2 | 0.97 | 48,200 |                         |
| 県営近江アパート2号  | 64.6 | 0.97 | 58,300 |                         |
| 県営近江アパート3号  | 64.6 | 0.97 | 58,300 |                         |
| 県営中原アパート1号  | 53.4 | 0.97 | 77,600 |                         |
|             | 69.4 | 0.97 | 95,400 |                         |
| 県営中原アパート2号  | 53.4 | 0.97 | 78,100 |                         |
|             | 69.4 | 0.97 | 96,000 |                         |
| 県営長崎アパート    | 62.8 | 0.96 | 36,000 |                         |
| 県営谷地アパート1号  | 59.3 | 0.90 | 32,900 |                         |
| 県営谷地アパート2号  | 71.1 | 0.93 | 90,500 |                         |
| 県営左沢アパート    | 59.3 | 0.85 | 36,100 |                         |
| 県営大石田アパート   | 59.4 | 0.89 | 38,200 |                         |
| 県営あけぼのアパート  | 50.3 | 0.89 | 57,500 |                         |
|             | 56.8 | 0.89 | 61,300 |                         |
|             | 63.7 | 0.89 | 67,800 |                         |
|             | 70.3 | 0.89 | 72,900 |                         |
| 県営糠野目アパート   | 51.2 | 0.93 | 28,800 |                         |
|             |      | 0.88 | 28,800 | 風呂無し                    |
| 県営糠野目第2アパート | 62.6 | 0.92 | 44,700 |                         |
|             | 64.2 | 0.92 | 45,200 |                         |
| 県営大町アパート    | 58.0 | 0.91 | 37,200 |                         |
| 県営館之北アパート   | 53.3 | 0.89 | 50,900 |                         |
|             | 67.4 | 0.89 | 61,700 |                         |
|             | 70.7 | 0.89 | 64,300 |                         |
| 県営小国アパート1号  | 58.0 | 0.85 | 33,400 |                         |
| 県営小国アパート2号  | 59.4 | 0.85 | 35,900 |                         |
| 県営白鷹アパート    | 55.7 | 0.86 | 37,000 |                         |
| 県営宝前町住宅     | 74.1 | 0.86 | 58,100 | 平成元年度 <sup>しゅん</sup> 竣工 |
|             | 77.0 | 0.86 | 60,400 | 同                       |
|             | 77.8 | 0.86 | 61,000 | 同                       |
|             | 74.1 | 0.86 | 57,200 | 平成2年度 <sup>しゅん</sup> 竣工 |
|             | 77.0 | 0.86 | 59,500 | 同                       |
|             | 77.8 | 0.86 | 60,100 | 同                       |
| 県営あらとアパート1号 | 74.4 | 0.94 | 94,700 |                         |
| 県営あらとアパート2号 | 77.9 | 0.94 | 99,100 |                         |
| 県営飯豊アパート    | 59.4 | 0.92 | 40,500 |                         |
| 県営狩川アパート    | 58.0 | 0.80 | 33,700 |                         |
| 県営余目アパート    | 62.6 | 0.84 | 46,200 |                         |
|             | 64.2 | 0.84 | 46,800 |                         |
| 県営遊佐アパート    | 59.3 | 0.88 | 36,500 |                         |

山形県告示第92号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年1月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

|           |                  |     |     |   |
|-----------|------------------|-----|-----|---|
| 〃<br>千歳支店 | 〃 落合町字千歳<br>56番地 | 〃 〃 | 〃 〃 | を |
| 〃<br>長町支店 | 〃 長町二丁目5<br>番40号 | 〃 〃 | 〃 〃 |   |

|           |                  |     |     |    |
|-----------|------------------|-----|-----|----|
| 〃<br>千歳支店 | 〃 長町二丁目5<br>番40号 | 〃 〃 | 〃 〃 | に、 |
|-----------|------------------|-----|-----|----|

|            |                   |     |     |   |
|------------|-------------------|-----|-----|---|
| 〃<br>大郷支店  | 〃 大字中野469<br>番地の6 | 〃 〃 | 〃 〃 | を |
| 〃<br>大曾根支店 | 〃 大字上反田<br>281番地  | 〃 〃 | 〃 〃 |   |

|           |                   |     |     |    |
|-----------|-------------------|-----|-----|----|
| 〃<br>大郷支店 | 〃 大字中野469<br>番地の6 | 〃 〃 | 〃 〃 | に、 |
|-----------|-------------------|-----|-----|----|

|           |                     |     |     |   |
|-----------|---------------------|-----|-----|---|
| 〃<br>江俣支店 | 〃 江俣二丁目1<br>番1号     | 〃 〃 | 〃 〃 | を |
| 〃<br>本沢支店 | 〃 大字長谷堂字<br>御手作4450 | 〃 〃 | 〃 〃 |   |

|           |                     |     |     |    |
|-----------|---------------------|-----|-----|----|
| 〃<br>本沢支店 | 〃 大字長谷堂字<br>御手作4450 | 〃 〃 | 〃 〃 | に、 |
|-----------|---------------------|-----|-----|----|

|           |                     |     |     |   |
|-----------|---------------------|-----|-----|---|
| 〃<br>西郷支店 | 〃 大字名取1086<br>番地の2  | 〃 〃 | 〃 〃 | を |
| 〃<br>袖崎支店 | 〃 大字土生田<br>312番地の2  | 〃 〃 | 〃 〃 |   |
| 〃<br>葉山支店 | 〃 大字湯野沢<br>1749番地の9 | 〃 〃 | 〃 〃 |   |

|       |                    |     |     |
|-------|--------------------|-----|-----|
| 〃     | 〃 大字富並1807<br>番地の2 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 大高根支店 |                    |     |     |
| 〃     | 〃 大字白鳥750<br>番地の1  | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 戸沢支店  |                    |     |     |

|      |                  |     |     |
|------|------------------|-----|-----|
| 〃    | 〃 大字白鳥3770<br>番地 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 葉山支店 |                  |     |     |

に、

|       |                   |     |     |
|-------|-------------------|-----|-----|
| 〃     | 〃 大字郡山423<br>番地の8 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 小田島支所 |                   |     |     |
| 〃     | 〃 大字関山15番<br>地の1  | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 高崎支所  |                   |     |     |

を

|       |                   |     |     |
|-------|-------------------|-----|-----|
| 〃     | 〃 大字郡山423<br>番地の8 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 小田島支所 |                   |     |     |

に、

|          |                  |     |     |
|----------|------------------|-----|-----|
| 〃        | 〃 中央一丁目1<br>番1号  | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 東根市役所出張所 |                  |     |     |
| 〃        | 〃 若木通り一丁<br>目69号 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 若木支所     |                  |     |     |

を

|          |                 |     |     |
|----------|-----------------|-----|-----|
| 〃        | 〃 中央一丁目1<br>番1号 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 東根市役所出張所 |                 |     |     |

に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第6の改正規定中

|      |                  |     |     |
|------|------------------|-----|-----|
| 〃    | 〃 落合町字千歳<br>56番地 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 千歳支店 |                  |     |     |
| 〃    | 〃 長町二丁目5<br>番40号 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 長町支店 |                  |     |     |

を

|      |                  |     |     |
|------|------------------|-----|-----|
| 〃    | 〃 長町二丁目5<br>番40号 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 千歳支店 |                  |     |     |

に改める部分は平

成24年1月30日から、

|       |                   |     |     |
|-------|-------------------|-----|-----|
| 〃     | 〃 大字中野469<br>番地の6 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 大郷支店  |                   |     |     |
| 〃     | 〃 大字上反田<br>281番地  | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 大曾根支店 |                   |     |     |

を

|      |                   |     |     |
|------|-------------------|-----|-----|
| 〃    | 〃 大字中野469<br>番地の6 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 大郷支店 |                   |     |     |

に改める部分は同

年2月13日から、

|      |                     |     |     |
|------|---------------------|-----|-----|
| 〃    | 〃 江俣二丁目1<br>番1号     | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 江俣支店 |                     |     |     |
| 〃    | 〃 大字長谷堂字<br>御手作4450 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 本沢支店 |                     |     |     |

を

|      |                     |     |     |
|------|---------------------|-----|-----|
| 〃    | 〃 大字長谷堂字<br>御手作4450 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 本沢支店 |                     |     |     |

に改める部分は同

月27日から、

|       |                   |     |     |
|-------|-------------------|-----|-----|
| 〃     | 〃 大字郡山423<br>番地の8 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 小田島支所 |                   |     |     |
| 〃     | 〃 大字関山15番<br>地の1  | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 高崎支所  |                   |     |     |

を

|       |                   |     |     |
|-------|-------------------|-----|-----|
| 〃     | 〃 大字郡山423<br>番地の8 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 小田島支所 |                   |     |     |

に改める部分及び

|          |                  |     |     |
|----------|------------------|-----|-----|
| 〃        | 〃 中央一丁目1<br>番1号  | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 東根市役所出張所 |                  |     |     |
| 〃        | 〃 若木通り一丁<br>目69号 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 若木支所     |                  |     |     |

を

|          |                 |     |     |
|----------|-----------------|-----|-----|
| 〃        | 〃 中央一丁目1<br>番1号 | 〃 〃 | 〃 〃 |
| 東根市役所出張所 |                 |     |     |

に改める部分は同

年4月16日から施行する。

## 公安委員会関係

### 告 示

#### 山形県公安委員会告示第1号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成24年1月27日

山形県公安委員会

委員長 小林 由紀子

| 届出をした者の<br>氏名又は名称 | 変更に係る事項 | 変 更 前   | 変 更 後   |
|-------------------|---------|---------|---------|
| 株式会社 マツキ          | 代表者の氏名  | 松 木 紀 昌 | 松 木 盛 行 |
| 株式会社松岬自動車学校       | 代表者の氏名  | 松 木 紀 昌 | 松 木 盛 行 |

#### 山形県公安委員会告示第2号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定教育実施者から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成24年1月27日

山形県公安委員会

委員長 小林 由紀子

| 届出をした者の<br>氏名又は名称 | 変更に係る事項 | 変 更 前   | 変 更 後   |
|-------------------|---------|---------|---------|
| 株式会社 マツキ          | 代表者の氏名  | 松 木 紀 昌 | 松 木 盛 行 |
| 株式会社松岬自動車学校       | 代表者の氏名  | 松 木 紀 昌 | 松 木 盛 行 |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、産業廃棄物の収集運搬業務及び処分業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年1月27日

山形県港湾事務所長 池 田 孝

#### 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 酒田市船場町二丁目5番15号 山形県港湾事務所2階会議室

(2) 日 時 平成24年2月8日（水） 午前10時

#### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び予定数量

イ 産業廃棄物の収集運搬業務

廃棄物混合土（燃え殻、廃プラスチック、木くず、ガラスくず等混合） 938立方メートル

ロ 産業廃棄物の処分業務

廃棄物混合土（燃え殻、廃プラスチック、木くず、ガラスくず等混合） 938立方メートル

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 契約期間 契約締結の日から平成24年3月30日まで
- (4) 入札方法 (1)のイ及びロごとの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、(1)のロの産業廃棄物のうち中間処理を行わず直接最終処分を行うものがある場合は、見積もった(1)のロの役務に係る契約金額から産業廃棄物税額を差し引いた金額の105分の100に相当する金額に産業廃棄物税額を加算した金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付け県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定により必要な許可等（事業の範囲に燃え殻、廃プラスチック類、木くず及びガラスくずの全てが含まれること。）を受けていること。ただし、2の(1)のロの役務（以下「本件処分業務」という。）に関し必要な許可等（以下「本件処分業務の許可等」という。）を受けていない者にあつては、その者が2の(1)のイの役務（以下「本件収集運搬業務」という。）に関し必要な許可等を受けていること並びにその者が落札した場合において本件処分業務を履行することとなる者が本件処分業務の許可等を受けていること及び適正に当該役務を履行することを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
酒田市船場町二丁目5番15号 山形県港湾事務所総務係 電話0234(26)5633
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等  
山形県港湾事務所総務係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- (1) 山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された本件収集運搬業務及び本件処分業務ごとの予定価格の範囲内であつて、かつ、全ての入札の本件収集運搬業務及び本件処分業務ごとの入札書に記載された金額がそれぞれ山形県低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札調査要綱」という。）第3条の規定により定める調査基準価格（以下「基準価格」という。）以上であつた場合には、入札書に記載された金額の合計額が最低

となる価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者とする。ただし、本件処分業の許可等を受けていない者が最低価格入札者となった場合において、本件処分業務を履行することとなる者が入札参加資格の審査を受けた日から開札日までの期間中のいずれかの日において山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたときは、当該最低価格入札者を落札者とせず、有効な入札をした次順位の者を落札者とする。

- (2) 基準価格を下回る価格の入札（有効な入札に限る。）があった場合は、最低価格入札者について、低入札調査要綱第6条第2項の規定による調査（以下「履行適合調査」という。）をしたうえで落札者を決定することとする。
- (3) 履行適合調査の結果、当該最低価格によっても契約の内容に適合した履行がなされると認められる場合は、当該最低価格の入札者を落札者とする。当該最低価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、当該最低価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内で入札（有効な入札に限る。）をした次順位の者を落札者とする。
- (4) 当該次順位の者が基準価格を下回る価格の入札をした者であった場合は、(2)及び(3)を準用し落札者を決定するものとする。
- (5) (2)から(4)までにかかわらず、最低価格入札者が履行適合調査の対象となった者と異なる場合は、基準価格を下回る価格の入札（有効な入札に限る。）をした者について履行適合調査をしたうえで、最低価格入札者を落札者に決定する。
- (6) 落札者の決定のときまでに入札参加者の資格を満たさなくなった者は、落札者とししない。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書を平成24年2月6日（月）午後4時までに山形県港湾事務所総務係に提出すること。
- (2) この入札は、低入札調査要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。なお、本件処分業の許可等を受けていない者が落札者となった場合は、本件収集運搬業務及び本件処分業務を履行する者ごとに契約を締結するものとする。
- (4) 契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required : The Consignment of Waste Disposal : 938 cubic meters
- (2) Time-limit for tender : 10:00 A. M. February 8, 2012
- (3) Contact Point for the notice : Port and Harbor Management Office, Yamagata Prefectural Government, 5-15 Funaba-cho 2-chome, Sakata-shi, Yamagata-ken, 998-0036, Japan TEL 0234-26-5633

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年1月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地                  | 規格                                                  | 公募戸数 | 区分                 | 家賃              |                            |                            |                            | 摘要     |                            |                            |
|--------------|----------------------|-----------------------------------------------------|------|--------------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|----------------------------|----------------------------|
|              |                      |                                                     |      |                    | 収入が104,000円以下の者 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者 |        | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者 | 収入が186,000円を超え214,000円以下の者 |
| 県営鈴川第二アパート4号 | 山形市鈴川町三丁目17-22       | 住宅形式<br>3K<br>1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>44.4<br>平方メートル | 2    | 一般用                | 12,000          | 13,900                     | 15,900                     | 17,300                     | 17,300 | 3月分の家賃に相当する額               |                            |
| 同 桜町アパート1号   | 同 桜町四丁目12-16         | 3DK                                                 | 1    | 同                  | 20,600          | 23,800                     | 27,200                     | 30,700                     | 35,100 | 40,500                     |                            |
| 同 2号         | 同 12-20              | 同                                                   | 1    | 同                  | 20,000          | 23,100                     | 26,400                     | 29,800                     | 34,000 | 38,500                     |                            |
| 同 土屋倉アパート2号  | 上山市美咲町二丁目3           | 同                                                   | 1    | 同                  | 12,800          | 14,800                     | 16,900                     | 19,100                     | 21,800 | 25,200                     |                            |
| 同 天童駅西アパート3号 | 天童市駅西二丁目2-31         | 同                                                   | 1    | 同                  | 19,500          | 22,500                     | 25,800                     | 29,100                     | 33,200 | 38,300                     |                            |
| 同 天童南部アパート2号 | 同 南町三丁目18-2          | 3LDK                                                | 1    | 同                  | 29,100          | 33,600                     | 38,500                     | 43,400                     | 49,600 | 57,200                     |                            |
| 同 中原アパート1号   | 東村山郡中山町大字長崎881-2     | 3DK                                                 | 1    | 同                  | 22,300          | 25,800                     | 29,500                     | 33,300                     | 38,000 | 43,900                     |                            |
| 同 塩水アパート2号   | 寒河江市大字寒河江字塩水46-1     | 2DK                                                 | 1    | 特定目的用<br>(高齢・障害者用) | 19,200          | 22,200                     | 25,400                     | 28,600                     | 32,700 | 37,800                     | 单身可                        |
| 同 東根中央アパート1号 | 東根市中央四丁目3-2          | 3DK                                                 | 1    | 一般用                | 19,500          | 22,500                     | 25,800                     | 29,100                     | 33,200 | 38,300                     |                            |
| 同 あげぼのアパート   | 北村山郡大石田町大字大石田丁目277-4 | 2LDK                                                | 1    | 同                  | 18,100          | 20,900                     | 23,900                     | 26,900                     | 30,800 | 35,500                     |                            |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成24年2月2日から同月8日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後6時）（ただし、郵送の場合は、平成24年2月8日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成24年4月1日

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年1月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称                 | 所在地               | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分                 | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要                       |  |
|--------------------|-------------------|------|-------------------------------|------|--------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------|--|
|                    |                   | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                    | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |                          |  |
| 県営東部アパ<br>ート       | 鶴岡市朝陽町6<br>-5     | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用                | 13,900                  | 16,100                             | 18,400                             | 20,800                             | 23,800                             | 27,400                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |  |
| 同 茅原アパ<br>ート1号     | 同 茅原字草<br>見鶴16-1  | 同    | 63.5                          | 2    | 同                  | 16,600                  | 19,200                             | 21,900                             | 24,700                             | 28,300                             | 32,600                             |                          |  |
| 同 3号(B)            | 同                 | 同    | 64.2                          | 1    | 同                  | 17,600                  | 20,300                             | 23,200                             | 26,200                             | 29,900                             | 34,500                             |                          |  |
| 同 大西町住宅<br>(D棟)    | 同 大西町21<br>-9-1   | 2DK  | 51.9                          | 2    | 同                  | 19,000                  | 21,900                             | 25,100                             | 28,300                             | 32,400                             | 37,300                             |                          |  |
| 同 (F棟)             | 同 21<br>-9-2      | 3DK  | 68.3                          | 4    | 同                  | 25,000                  | 28,900                             | 33,100                             | 37,300                             | 42,600                             | 49,200                             |                          |  |
| 同 川南アパ<br>ート1号     | 酒田市若宮町二<br>丁目1-1  | 2DK  | 51.2                          | 1    | 同                  | 15,400                  | 17,700                             | 20,300                             | 22,900                             | 26,200                             | 30,200                             |                          |  |
| 同 2号               | 同 1-2             | 同    | 51.2                          | 1    | 同                  | 15,500                  | 17,900                             | 20,500                             | 23,100                             | 26,400                             | 30,500                             |                          |  |
| 同 4号               | 同 1-4             | 3K   | 54.6                          | 1    | 同                  | 16,600                  | 19,200                             | 21,900                             | 24,700                             | 28,300                             | 32,600                             |                          |  |
| 同 5号               | 同 1-5             | 同    | 55.7                          | 1    | 同                  | 16,900                  | 19,500                             | 22,300                             | 25,200                             | 28,800                             | 33,200                             |                          |  |
| 同 こがねアパ<br>ート1号    | 同 こがね町<br>一丁目21-1 | 3DK  | 63.5                          | 1    | 同                  | 17,300                  | 20,000                             | 22,900                             | 25,800                             | 29,500                             | 34,000                             |                          |  |
| 同 東泉アパ<br>ート1号(B)  | 同 東泉四丁<br>目15-21  | 同    | 64.2                          | 2    | 同                  | 18,400                  | 21,200                             | 24,300                             | 27,400                             | 31,300                             | 36,100                             |                          |  |
| 同 北新町アパ<br>ート(2DK) | 同 北新町一<br>丁目1-58  | 2DK  | 55.0                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢・障害者用) | 19,900                  | 23,000                             | 26,300                             | 29,700                             | 33,900                             | 39,100                             |                          |  |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成24年2月6日から同月10日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成24年2月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成24年4月上旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年1月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
固定型モニタリングポスト 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2718
- 3 落札者を決定した日 平成23年12月21日
- 4 落札者の名称及び所在地  
日立アロカメディカル株式会社仙台支店 宮城県仙台市太白区大野田字王ノ檀4番1号
- 5 落札金額 33,075,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成23年12月2日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年1月27日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立中央病院 周産期カルテシステム及び周産期情報管理サーバー整備業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院経営戦略課情報企画係 山形市大字青柳1800番地  
電話番号023(685)2626 内線3167
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成23年12月6日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
トーイツ株式会社 仙台営業所 宮城県仙台市青葉区中山8-22-12
- 5 随意契約に係る契約金額 83,696,813円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、債務負担行為 山形県立河北病院清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年1月27日

山形県立河北病院長 菊 地 惇

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院外来棟2階会議室
  - (2) 日 時 平成24年3月7日（水） 午後1時30分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量  
債務負担行為 山形県立河北病院清掃業務 一式
  - (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約締結の日から平成27年3月31日まで

- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付け県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
- (6) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業の登録を受けていること。
- (7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に定める基準に適合していること。
- (8) 2の(1)の役務の履行において、過去5年以内に病床数200床以上の病院で清掃業務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に清掃業務を履行している場合であって、当該役務の契約期間が平成24年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるとみなす。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院医事経営課施設用度係  
電話番号0237(73)3131
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県病院事業局財務規程第121条により準用する山形県財務規則（昭和39年県規則9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)の役務の仕様適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）を平成24年2月15

日（水）午後3時まで山形県立河北病院医事経営課施設用度係に提出すること。

- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、山形県立河北病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning of building of Yamagata Prefectural Kahoku Hospital
- (2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. March 7, 2012
- (3) Contact point for the notice: Medical Management Division, Yamagata Prefectural Kahoku Hospital, 111 Aza Gassando, Yachi, Kahoku-cho, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken 999-3511 Japan TEL 0237-73-3131

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、債務負担行為 山形県立鶴岡病院清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年1月27日

山形県立鶴岡病院長 灘 岡 壽 英

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 鶴岡市高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院3階第一会議室
- (2) 日 時 平成24年3月8日（木） 午前10時00分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量  
債務負担行為 山形県立鶴岡病院清掃業務委託 一式
- (2) 調達する特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成27年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付け県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的

に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
  - (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に定める基準に適合していること。
  - (7) 2の(1)の役務の履行に係る施設と同種の施設において、過去5年以内に当該役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって、当該役務の契約期間が平成24年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるとみなす。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
鶴岡市高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院総務経営課施設用度係  
電話番号0235(22)2690
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び3の(6)、(7)に係る事項を証明する書類（以下「申請書等」という。）を平成24年2月13日（月）午後3時まで山形県立鶴岡病院総務経営課施設用度係に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
  - (4) この入札及び契約は、山形県立鶴岡病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning of building of Yamagata Prefectural Tsuruoka Hospital
- (2) Time-limit for tender : 10:00A. M. March 8, 2012
- (3) Contact point for the notice : Management Division, Yamagata Prefectural Tsuruoka Hospital, 28 Aza Sekishita, Takasaka, Tsuruoka-shi, Yamagata-ken 997-0369 Japan TEL0235-22-2690

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年1月27日

山形県立鶴岡病院長 灘 岡 壽 英

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 鶴岡市高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院3階第一会議室
- (2) 日時 平成24年3月26日（月） 午前10時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油 435,000リットル  
予定数量は昨年度実績により算出したもので、その数量を保証するものではない。
- (2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格K2205重油に規定するもののうち1種2号に限る。
- (3) 契約期間及び納入方法 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。
- (4) 納入場所 鶴岡市高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院
- (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付け県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所等及び契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
〒997-0369 鶴岡市高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院総務経営課施設用度係  
電話番号0235(22)2690
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県立鶴岡病院総務経営課施設用度係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成24年2月22日（水）午後3時までに山形県立鶴岡病院総務経営課施設用度係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、山形県立鶴岡病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : A Fuel Oil 435,000l
- (2) Time-limit for tender : 10:00A.M. March26, 2012
- (3) Contact point for the notice : Management Division, Yamagata Prefectural Tsuruoka Hospital, 28 Aza Sekishita, Takasaka, Tsuruoka-shi, Yamagata-ken 997-0369 Japan TEL0235-22-2690